

引受計画と実施方策

農業者の持続的な営農を後押しするとともに、自然災害による損失を補てんし基幹的なセーフティーネットとしての役割を果たすことに努めている。また、農業経営アドバイザーとして適切な加入提案で農業経営の安定と発展を支援する。加入推進については制度の見直しにより一層充実した収入保険と農業共済の総合性を発揮し、農業保険カバー率を現状の高い水準で維持しつつ無保険者の解消を目指す。

1) 農作物共済

(1) 引受計画

(ア) 水 稲

ア 引受方式については、半相殺方式、全相殺方式、品質方式で計画した。

イ 令和8年産米生産量の目安は、人口減少による主食用米需要量の減少が見込まれる中で、各産地で需要に応じた生産を行っていく必要があることから、令和7年産米の生産量目安比4.1%増の711万トンとされた。本県においては、①全国生産量の目安、②本県産米の需要動向を踏まえたうえで、③新たに実需者に対する水稻種子や原材料米（酒造好適米、もち米等）の供給、高温耐性品種「富富富」の推進を図る観点から、県農業再生協議会は主食用米の生産目標を186,016トン、34,000haとし、備蓄米・加工用米・飼料用米・米粉用米などを含めた対象の作付面積を37,710haとしている。このうち収入保険加入面積（14,136ha）、加入資格未満面積等の未加入面積（488ha）を見込み、引受率61.2%の23,086ha（前年度実績対比102.2%）を引受面積として計画。引受方式ごとの引受面積については、半相殺方式18,257ha、全相殺方式50ha、品質方式4,779haで計画した。

ウ 半相殺方式では単位当たり共済金額は主食用米で告示第1位259円、実行基準単収は521kgとし、共済金額17,836,755千円、全相殺方式では共済金額53,348千円、品質方式では共済金額5,110,951千円、合計23,001,074千円（前年度実績対比122.6%）で計画した。（農業保険カバー率98.7%）

(イ) 麦

ア 引受方式については、全相殺方式、災害収入共済方式で計画した。

イ 令和9年産の作付予定面積は3,238haとし、このうち収入保険加入面積

(1,560ha)、加入資格未満面積等の未加入面積(185ha)を見込み、引受率46.8%の1,515ha(前年度実績対比98.4%)を引受面積として計画した。

ウ 共済金額は、全相殺方式34,887千円、災害収入共済方式415,530千円、合計450,417千円(前年度実績対比98.4%)で計画した。(農業保険カバー率95.0%)

(2) 実施方策

ア 水稲については、夏季の高温等を原因とする被害の発生が近年増加していることから、加入の多くを占める半相殺方式から補償割合が高く品質低下も補償対象となる品質方式や施設計量結果をもとに損害評価を行う全相殺方式への移行を推し進める。麦については、栽培する大多数の農業者が概ね全量をJAに出荷している実態にあることから、災害収入共済方式の最高補償割合(9割)での加入推進を基本とする。なお、水稲、麦ともに青色申告者には収入保険の加入を第一に推進するとともに、無保険者を出さないよう、農業保険の重要性を周知し加入推進に努める。また、農業者による共通申請サービス(eMAFF)を活用したオンライン申請を推進する。

イ 各地域農業再生協議会と連携し、水田情報管理システムと共済細目データとの照合により一元化を継続し、データの整合性を図る。

ウ 過去の損害率に応じた危険段階別基準共済掛金率を国のガイドラインに基づいて設定することにより、組合員間の掛金負担の公平化を図る。

エ 引受にあたっては、加入申込書の提出期限及び共済掛金等の払込期限を厳守し、正当な理由がなく払込みがない場合は共済関係が解除になることを周知し、無保険者を出さないように努める。

オ 不適正な引受や損害通知が行われないよう、コンプライアンス態勢の強化に努める。

2) 家畜共済

(1) 引受計画

ア 引受頭数は、死亡廃用共済では、搾乳牛1,660頭、育成乳牛480頭、繁殖用雌牛370頭、育成・肥育牛3,645頭、肉豚7,280頭とし合計13,435頭、疾病傷害共済では、乳用牛1,840頭、肉用牛2,670頭とし合計4,510頭、総頭数17,945頭で計画した。

イ 共済金額は、死亡廃用共済では1頭当たり搾乳牛194千円、育成乳牛186千円、繁殖用雌牛294千円、育成・肥育牛243千円、肉豚13千円とし、疾病傷害共済では1頭当たり乳用牛22千円、肉用牛8千円、総共済金額1,569,994千円（前年対比103.4%）で計画した。

（2）実施方策

ア 畜種ごとの品種、用途別に適正な価額（評価額）を設定するために、関係機関と連携して市場取引価格を把握する。固定資産的家畜では共済掛金期間開始時又は導入時点の月齢、棚卸資産的家畜では共済掛金期間終了時又は死亡廃用事故日時の月齢で個体ごとの価額を設定するため、農業者に対して十分な説明を行い加入推進に努める。また、農業者による共通申請サービス（eMAFF）を活用したオンライン申請を推進する。

イ 未加入者に対しては、飼養実態調査で頭数等を把握し、戸別訪問により共済制度の周知、加入意思の確認を行い加入者の確保に努める。養豚農家に対しては、共済掛金が軽減される事故除外方式の加入を推進する。

ウ 加入者の飼養頭数等の確認は、牛についてはトレーサビリティ情報、牛以外は飼養管理等の記録を利用するため、トレーサビリティ情報への登録及び飼養管理記録等を適正かつ速やかに実施するよう関係機関と協力のう え組合員に周知し、事務処理の適正化に努める。

エ 過去の損害率に応じた危険段階別基準共済掛金率を国のガイドラインに基づいて設定することにより、組合員間の掛金負担の公平化を図る。

オ 不適正な引受や共済金請求が行われないよう、コンプライアンス態勢の強化に努める。

3）果樹共済

（1）引受計画

ア 栽培面積は減少傾向が続いており、有資格面積234haのうち、収入保険加入面積（136ha）を見込み、収穫共済は41ha（前年度実績比92.6%）で引受率17.5%（農業保険カバー率75.1%）、樹体共済は28ha（前年度実績対比99.4%）で引受率11.9%で計画した。

イ 共済金額を収穫共済は142,746千円（同93.3%）、樹体共済は430,624千円（同99.4%）で計画した。

(2) 実施方策

ア 果樹を栽培する青色申告者には収入保険への加入推進を基本とする。白色申告者に対しては講習会を開催し、青色申告の実施を促すとともに選択可能な引受方式の提案により収穫共済の推進を行う。収入保険・収穫共済ともに補償の充実を図るため、樹体共済のセット加入を推進する。また、農業者による共通申請サービス（eMAFF）を活用したオンライン申請を推進する。

イ 栽培面積の実態調査を基に未加入者を把握し、関係団体との連携、会議・講習会等への出席を継続して引受拡大を図る。

ウ 過去の損害率に応じた危険段階別基準共済掛金率を国のガイドラインに基づいて設定することにより、組合員間の掛金負担の公平化を図る。

エ 引受にあたっては、加入申込書の提出期限及び共済掛金等の払込期限を厳守し、正当な理由がなく払込みがない場合は共済関係が解除になることを周知し、無保険者を出さないように努める。

オ 不適正な引受や損害通知が行われないよう、コンプライアンス態勢の強化に努める。

4) 畑作物共済

(1) 引受計画

(ア) 大豆

ア 作付面積4,280haのうち、収入保険加入面積（2,695ha）、加入資格未満面積等の未加入面積（13ha）を見込み、引受方式別に半相殺方式3ha、全相殺方式1,569ha、全体で1,572ha（前年度実績比94.7%）、引受率36.7%で計画した。（農業保険カバー率99.7%）

イ 実行基準単収は半相殺方式116kg、全相殺方式125kgとし、共済金額355,233千円（同94.0%）で計画した。

(イ) そば

ア 作付面積580haのうち、収入保険加入面積（251ha）を見込み、引受方式別に全相殺方式185ha、地域インデックス方式60ha、全体で245ha（前年度実績比102.5%）、引受率42.2%で計画した。（農業保険カバー率85.5%）

イ 実行基準単収は全相殺方式56kg、地域インデックス方式51kgとし、共済

金額33,307千円（同101.7%）で計画した。

（2）実施方策

ア J A等の関係機関と連携して栽培状況を的確に把握し、無保険者を出さないよう加入推進に努める。大豆については、栽培する大多数の農業者が概ね全量をJ Aに出荷している実態にあることや、収量減少や品質低下の要因となる青立ち株の多発が近年続いていることから、全相殺方式の最高補償割合（9割）での加入推進を基本とする。そばについても全相殺方式の最高補償割合（8割）での加入推進を基本とし、全相殺方式資格者以外の農業者については、地域インデックス方式の最高補償割合（9割）での加入を推進する。また、農業者による共通申請サービス（eMAFF）を活用したオンライン申請を推進する。

イ 過去の損害率に応じた危険段階別基準共済掛金率を国のガイドラインに基づいて設定することにより、組合員間の掛金負担の公平化を図る。

ウ 引受にあたっては、加入申込書の提出期限及び共済掛金等の払込期限を厳守し、正当な理由がなく払込みがない場合は共済関係が解除になることを周知し、無保険者を出さないように努める。

エ 不適正な引受や損害通知が行われないう、コンプライアンス態勢の強化に努める。

5）園芸施設共済

（1）引受計画

ア 引受戸数は有資格戸数を1,339戸とし、戸数引受率82.5%の1,105戸（前年度実績対比100.5%）で、引受棟数は有資格棟数を5,624棟とし、棟数引受率77.1%の4,335棟（同100.1%）で計画した。

イ 共済金額はガラス室187,725千円、プラスチックハウス4,408,418千円、総共済金額4,596,143千円（同100.1%）で計画した。

（2）実施方策

ア 加入者に対しては、近年多発する自然災害へのリスク啓発を引き続き行い、継続加入の推進に努める。未加入者に対しては、関係機関と協力してリスク啓発を行うとともに、地域や営農形態ごとの災害リスクに応じた補償内容を選択できるよう、農業者のニーズに沿った提案型の加入推進を行

う。また、農業者による共通申請サービス（eMAFF）を活用したオンライン申請を推進する。

イ 「園芸施設共済加入推進に係る物品支給要領」に基づき、加入申込みのあった者に対して、農作業等に用いる物品を支給し、継続加入に努める。

ウ 設置状況調査により資源を把握し、施設の使用実態に即した有資格者リストを作成する。また、作成したリストをもとに未加入者に対する戸別訪問や効率的な推進計画の実行に努める。

エ 過去の損害率に応じた危険段階別基準共済掛金率を国のガイドラインに基づいて設定することにより、組合員間の掛金負担の公平化を図る。

オ 不適正な引受や損害通知が行われないう、コンプライアンス態勢の強化に努める。

6) 任意共済

(1) 引受計画

(ア) 建物共済

ア 引受棟数は、推定対象物件を87,000棟とし、引受率71.5%の62,213棟（前年度実績対比98.6%）で計画した。

イ 総共済金額は9,833億2,093万円（同火災共済98.0%、総合共済103.0%）で計画した。

(イ) 農機具共済

ア 農機具の資源台数は60,000台を見込み、引受率7.1%の4,288台（前年度実績対比105.0%）で計画した。

イ 総共済金額は157億143万円（同105.0%）で計画した。

(2) 実施方策

(ア) 建物共済

ア 保険法を遵守し、契約時に重要事項を説明したうえで、加入申込書の記載内容を十分に確認する。また、加入承諾にあたっては資格要件の審査を行い無資格者に対して加入推進が行われることのないよう適正な引受を行う。

イ 近年多発する自然災害に備えるため、小損害実損てん補特約を含めた総合共済の一層の推進に努める。また、新たに選択可能となった小損害実損てん補特約 50 万円の付帯及び臨時費用担保特約の付帯を推進し補償の充実に努める。

ウ 共済掛金の納入は口座振替を原則とし、やむを得ず現金等を扱う場合は、不祥事未然防止対策を徹底しコンプライアンス態勢の強化に努める。

(イ) 農機具共済

ア 営農組織や担い手農家等を積極的に訪問し、農機具共済をPRして加入推進に努める。また、所有している農機具の一部のみ加入している農業者に対し、未加入農機具への加入推進を行う。

イ 農業機械の大型化やスマート農業の進展を踏まえ、現在 2,000 万円である共済金額限度額の引上げや監視を有する自動運転農機具の引受を可能とするよう検討を行う。

ウ 共済掛金の納入は口座振替を原則とし、やむを得ず現金等を扱う場合は、不祥事未然防止対策を徹底しコンプライアンス態勢の強化に努める。

損害評価の適正化方策

収穫共済の圃場での損害評価は評価員、組合職員による農家申告抜取調査、評価会委員と組合職員による抜取調査や、関係機関等と連携した評価・調査のほか、評価会委員と組合職員をもって見回り調査を実施する等の均衡調整を図る。

農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済において、被害申告された加入者が損害評価の結果、共済金の支払い対象外となった場合は「支払対象外通知」などの情報提供を行う。

1) 農作物共済

ア 損害評価にあたっては、適正な被害申告がされるよう周知徹底を図るとともに、作況調査圃を設置、調査して被害の発生状況をいち早く把握し申告漏れがないように努める。また、気象災害等による著しい品質低下が見込まれる場合は、登熟不良等の被害発生を確認する為の作況調査圃の増設

や関係機関と連携して組合員等へ当該被害の発生が予想される旨の情報を提供するなど迅速な対応を図る。

イ 評価標準田の設置により評価眼の統一を図り、共済事故以外の原因による減収がある場合には分割評価を行うことを徹底する。また、迅速な損害評価により共済金の早期支払いに努める。

ウ 災害による減収に加え、等級落ち等の品質低下も補償する水稻品質方式と麦災害収入共済方式の引受・損害評価については、全農・農業協同組合等の協力を得て、基準生産金額の適正な設定や生産量の適正な把握を行う。

2) 家畜共済

ア 廃用事故については、「廃用事故認定基準細則」や免責基準等により認定を厳正に行う。病傷事故については、病傷事故診断書等の審査を行い、事務取扱要領に基づき適正な共済金の支払いに努める。

イ 死亡事故時の個体確認について、画像による確認を希望する加入者に対しては積極的に活用し、業務の効率化を図る。

3) 果樹共済

適正な被害申告がされるよう周知徹底を図るとともに、被害状況に応じた評価地区や調査班の設置により迅速な損害評価を実施し、共済金の早期支払いに努める。近年、増加傾向にある虫害や夏季の高温を原因とする果肉障害等の被害については、気象観測値や生育状況の情報収集に努め、被害の発生が見込まれる場合は関係機関と連携して組合員等へ情報提供を行うなど迅速に対応を行う。

4) 畑作物共済

ア 損害評価にあたっては、適正な被害申告がされるよう周知徹底を図るとともに、作況調査圃の設置、調査により、被害の発生状況をいち早く把握し申告漏れがないように努める。

イ 評価標準地の設置により評価眼の統一を図り、共済事故以外の原因による減収がある場合には分割評価を行うことを徹底する。また、被害状況に応じた評価地区や調査班の設置により迅速な損害評価を実施し、共済金の早期支払いに努める。

5) 園芸施設共済

適正な損害評価を実施するために、速やかに事故発生通知がされるよう加入者に対し周知徹底するとともに、被害状況に応じた評価班を設置し、迅速な損害評価の実施に努める。大規模災害発生時において、迅速な損害評価を実施するために、画像を利用した損害評価を希望する加入者に対しては積極的に活用する。

6) 任意共済

(ア) 建物共済

共済金の迅速・適正な支払いのために、速やかな事故発生通知と関係書類等の早期提出がされるよう加入者に周知する。また、近年、自然災害による共済金請求の増加や事故認定に専門知識を要する場合もあることから、必要に応じて外部鑑定を利用する。

(イ) 農機具共済

共済金の迅速・適正な支払いのために、速やかな事故発生通知と関係書類等の早期提出がされるよう加入者に周知する。また、事故内容に疑義がある場合は、損害評価員等の協力を得て適正な損害の額を算出する。

7) 損害評価会

損害評価会は、農作物共済部会、家畜共済部会、果樹共済部会、畑作物共済部会、園芸施設共済部会及び任意共済部会の6部会を組織し、専門的で高度な損害評価にあたる。

損害評価会及び部会は組合の実測調査、検見等の現地調査、見回り調査にあたり、組合長の諮問に応じ損害評価高を答申する。

8) 損害評価員

損害評価員820名を任命し、損害評価体制を作る。

損害防止事業の実施計画

1) 病害虫発生調査

水稻の生育期間、毎日の害虫の発生動向を調査する。定期定点調査圃を40箇所設け、水稻の生育を含め、病害虫の被害状況を調査する。大豆では

8箇所、果樹では7箇所と同様な調査を行う。県農業研究所病理昆虫課と連携し、水稻等の主要病害虫の発生情報を早期に提供・交換するとともに、最新の病害虫発生に関する情報を生産農家へ迅速に伝達し、適期防除を指導する。

2) 農作物共済

ア 水稻の主要病害虫であるいもち病やニカメイガ、斑点米カメムシ等の発生調査を行い、県が開催する発生予報会議・調査等へ積極的な参加と情報交換に努め、生産農家へ病害虫発生情報の迅速な伝達に寄与する。

イ 水稻の安定生産と病虫害の未然防止のため、損害防止を実施する農家に農薬費の一部助成を行う。また、鳥獣被害の未然防止対策として、県、市町村等が助成する鳥獣害防止対策事業に係る経費の一部を助成する。

3) 家畜共済

家畜診療所については、獣医師1名体制とするが、休日の診療当番や集合審査等、関係する全ての業務を行うことは労務負担が大きいので、開業獣医師の協力を得ながら適切な診療エリアを設定し、引き続き事故外診療収入の確保に努めるとともに、補助事業の活用や遠隔診療・損害認定のDX化を推進し効率的な診療を行うことで収支の改善を図る。今後の県内獣医療体制については、県及び関係団体や家畜農家との協議を継続し、総合的な見地から家畜診療所の役割を担う。

4) 畑作物共済

ア 県農業研究所病理昆虫課と連携し、大豆の主要病害虫であるネキリムシ、ハスモンヨトウ、カメムシ、フタスジヒメハムシ等の発生調査から得られる情報を的確かつ早期に生産農家へ提供する。

収入保険事業

(1) 引受計画

ア 加入申請件数は、有資格者数3,700件とし、加入申請件数1,000件（前年度実績対比102.6%）で計画した。

イ 総基準収入金額22,000,000千円（102.0%）で計画した。

(2) 実施方策

- ア 令和9年度までの全国目標17万経営体の加入に対し、本年度目標を1,000経営体として加入推進を行う。
- イ 農業共済制度や収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等類似制度との比較についてJA団体との情報共有を行うとともに、チラシ、パンフレット等を活用し農業者に対して適切な加入制度の選択をサポートする。
- ウ 行政機関や農業関係団体と連携をとり、加入推進を実施する。また、これまでの推進記録から顧客リストの分類化や重点推進地区の再設定を行い、加入推進経営体を明確にした戸別訪問による推進を実施する。
- エ 農業経営の安定に資するため、収入減少が見込まれる加入者に対し、つなぎ資金による至急の資金確保や、税務申告後の速やかな実績報告を促し、保険金等の早期支払いに努める。
- オ 加入経営体の事務費軽減および利便性向上のため、農業者による共通申請サービス(eMAFF)を活用したオンライン申請を推進・サポートする。
- カ 加入者の同意を得て税理士（事務所）と連携し、税務申告書類の提出や支払見込保険金等の算定など加入者の行う事務手続きの軽減を図る。

組合員の事務費賦課額

国からの事務費負担金が前年度同額以上を見込めることから、前年度同様組合員に負担増を求めない。

執行体制の整備等

ア 理事会

理事会の開催は、定款及び理事会運営規則に基づき定例理事会を4回、その他必要に応じて随時開催し、農業保険の適正な運営と業務執行の充実に努める。

また、組合運営の諸課題について協議するため、事業運営等検討委員会規則に基づき、必要に応じて検討委員会を開催する。

イ 監事会

監事会及び監査の実施は、定款及び監事監査規則に基づき、年2回定時監査を実施するほか、必要に応じて臨時監査を随時行う。

ウ 余裕金運用管理委員会

余裕金運用管理委員会を四半期ごとに各1回開催し、債券を中心とした資金運用計画等を審議し適切なポートフォリオを構築して安全で効率的な運用を行い、利息収入の確保と適正な資産の保全に努める。また、余裕金運用の基本方針を理事会で定め、余裕金運用状況については、四半期ごとに理事会に報告する。

エ 職制及び職員の配置

事務所として本所、4地域農業共済センターを設置する。

本所には、総務部、事業管理部、監査室、家畜診療所を設ける。地域農業共済センターは本所・各グループと情報を共有し、地区担当業務を平準化するとともに、農業者との接点強化に努め、地域営業力を高める。職員を適材適所に配置し、組織的かつ積極的に業務を遂行し事業計画の達成に努める。また、職務の専門化に柔軟な対応が図られるよう中期的な展望に立った職員の人事管理を行う。

オ 共済部長の委嘱及び職務

共済部長を委嘱し、事業の引受のとりまとめ、被害申告の連絡や損害評価への協力、建物共済の加入推進の依頼など役職員とともに事業推進にあたる。

カ コンプライアンス態勢強化に向けた取組み等

事業・業務部門から独立した監査室においてコンプライアンス・プログラムを策定し、内部管理機能と業務の充実・強化を図るとともに、事務処理の適切性、有効性及びリスク管理の状況を確認する。内部検査等を定期・不定期に実施し、常例検査の指摘事項と合わせて改善内容を把握し、改善措置が確実に行われるよう取り組む。

また、「農業共済団体に対する監督指針」に基づき、不正防止徹底の観点から共済掛金等の現金による収納を原則禁止し、「加入承諾書」や「納入通知書」などを事業担当部署以外から本人へ発送することにより虚偽引受を防止する。

キ 個人情報保護対策の整備について

法律に基づく「個人情報の保護に関する規則」及び「特定個人情報等取扱規則」を遵守し、適正に個人情報を管理する。

また、農業共済ネットワーク化情報システム内の個人データについては「情報セキュリティポリシー」に基づく情報セキュリティ対策を実施し、情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に努める。

ク 共済部長、損害評価員及び職員の研修

農業保険の普及推進を図るため、共済部長会議等をとおして制度内容の理解を深め、役職員と一体となった事業推進体制の確立に努める。

損害評価員を対象に、水稻、大豆を中心とした被害申告に対し、迅速かつ適正な評価をするため損害評価員講習会を開催し、共済金支払いまでの過程や共済事故による減収の見方、分割評価等、適正評価の向上に努める。

職員研修については、農林水産省やNOSA I協会の主催する集合研修のほか、民間交流の人材育成プログラム等へ積極的に参加し、各事業分野における専門的な技術職員と、階層別人材及び組織のリーダーとしての育成を図る。

ケ 「未来へつなぐ」サポート運動の展開

「未来へつなぐ」サポート運動のこれまで4年間の取組みを検証し、その結果を踏まえて農業保険の総合性を活かした推進に努める。また、本運動を継続し、その活動に万全を期し農業者の期待に応えられるよう努める。

コ 広報・広聴活動の強化

農業保険の普及・定着のため、広報紙や農業共済新聞、ホームページなど各種広報媒体の特性を最大限に活用し、その拡充・強化を図るとともに、すべての役職員が広報の果たす役割を理解・共有し、農家経営の発展に資する情報提供を通じて、農家自身にも制度に対する理解を深めていただき、信頼される組織となるため、不断の広報・広聴活動を実践する。

また、地域交流の一環として「NOSA Iセミナー」を開催するとともに、関係団体等のイベントなどを通じ、農業振興に関わるNOSA Iの役割について理解を促進する情報発信を積極的に行う。

9. 予算統制の方策

ア 毎月資金計画を作成して、余裕金運用の基本方針に基づき、安全で効率的な運用を図り、利息収入を得るとともに、事業計画の達成により賦課金及び共済掛金の確保と所定期日内の完全徴収を行い収入の確保に努める。

イ 予算の適正執行については、予算差引簿等により予算額に対する執行状況

を毎月把握し、予算の計画的執行に努める。

ウ 事務処理等の効率化及び合理的な運営を図り、支出経費の節減に努める。